

名古屋市耐震対策事業に係る補助金代理受領制度取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名古屋市が交付する耐震対策事業に係る補助金の申請者が、当該補助金の交付の請求及び受領を耐震対策事業に係る契約を締結した者に委任する場合の手続（以下「代理受領」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2 次に掲げる要綱における補助金の交付の請求及び受領については、代理受領制度を利用できるものとする。

- (1) 名古屋市民間木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱
- (2) 名古屋市民間戸建木造住宅除却工事補助金交付要綱
- (3) 名古屋市耐震シェルター等設置補助金交付要綱
- (4) 名古屋市民間非木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱
- (5) 名古屋市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱
- (6) 名古屋市多数の者が利用する建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱
- (7) 名古屋市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金交付要綱
- (8) 名古屋市要安全確認計画記載建築物耐震診断補助金交付要綱
- (9) 名古屋市要安全確認計画記載建築物耐震改修事業補助金交付要綱

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震対策事業
前条第2項各号の要綱に規定する耐震診断、改修設計、耐震改修、除却工事等の事業をいう。
- (2) 申請者
前条第2項各号に掲げる要綱に規定する申請者をいう。
- (3) 事業者
前条第2項各号に掲げる要綱において、申請者と耐震対策事業に関する契約を締結した者をいう。
- (4) 補助金交付申請書
前条第2項各号に掲げる要綱に規定する補助金交付申請書をいう。
- (5) 変更申請書等
前条第2項各号に掲げる要綱に規定する補助金交付申請の内容変更について申請する書面等をいう。
- (6) 補助金交付申請取下届
前条第2項各号に掲げる要綱に規定する補助金交付申請取下届をいう。
- (7) 完了実績報告書
前条第2項各号に掲げる要綱に規定する完了実績報告書をいう。
- (8) 補助金確定通知書
前条第2項各号に掲げる要綱に規定する補助金確定通知書をいう。

(事前届出)

第3条 耐震対策事業の補助金の交付の請求及び受領において、代理受領制度を利用しようとする申請者は、補助金交付申請書を提出する際に、代理受領事前届出書（様式第1号。以下「事前届出書」という。）により、市長に届け出なければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合は、完了実績報告書を提出する前までに届け出ればよいものとする。

(事前届出確認及び事前届出の取下げ)

第4条 事前届出書を提出した申請者に対し、市長は代理受領事前届出確認通知書（様式第2号。以下「届出確認通知書」という。）を送付するものとする。ただし、市長が届出確認通知書の送付を不要と認めた場合は、この限りではない。

- 2 申請者は、事前届出書を取り下げようとするときには、届出確認通知書を受領した日から10日以内に住宅都市局耐震化支援課に連絡のうえ、完了実績報告書を提出する前までに代理受領事前届出取下届（様式第3号。以下「事前届出取下届」という。）を提出しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合は、届出確認通知書を受領した日から10日以内の連絡の有無にかかわらず、完了実績報告書を提出する前までに事前届出取下届を提出すればよいものとする。
- 3 申請者が、耐震対策事業の補助金交付申請を取り下げた時は、補助金交付申請取下届をもって、事前届出書が取り下げられたものとする。

(事前届出の内容の変更等)

第5条 変更申請書等が提出され、事前届出書の内容に変更が生じる場合は、申請者は代理受領に係る変更届（様式第4号。以下「変更届」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、特に必要と認める場合に、変更届を提出した申請者に対し、代理受領事前届出変更確認通知書（様式第5号。以下「届出変更確認通知書」という。）を送付するものとする。
- 3 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において「届出確認通知書」とあるのは「届出変更確認通知書」と読み替えるものとする。

(補助金の交付の請求及び交付)

第6条 申請者は、補助金確定通知書を受領した後、代理受領に係る委任状（様式第6号。以下「代理受領委任状」という。）を提出することにより、補助金の交付の請求及び受領を事業者

- に委任することができる。
- 2 代理受領委任状により申請者の委任を受けた事業者は、代理受領に係る補助金交付請求書（様式第7号。以下「代理受領補助金交付請求書」という。）により、市長に補助金の交付を請求することができる。
- 3 事業者は、補助金の交付の請求をする前までに、あらかじめ名古屋市へ口座振替の登録を行い、口座振替登録番号の発行を受けておくものとする。
- 4 市長は、代理受領補助金交付請求書に基づき、当該請求に係る補助金を事業者に交付するものとする。

(利用の取消し)

第7条 市長は、申請者又は事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、代理受領制度の

利用を取り消すことができる。

- (1) 耐震対策事業の補助金の交付決定を取り消した場合
- (2) 届出確認通知書の受領の確認ができない場合
- (3) 虚偽の届出その他不正の行為があると判明した場合
- (4) 法令又はこの要綱に違反した場合
- (5) その他市長が代理受領制度の利用を不相当と認めた場合

(書類の保管等)

第 8 条 申請者及び事業者は、代理受領に係る関係書類を整理しなければならない。

- 2 申請者及び事業者は、前項の代理受領に係る関係書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年 間保管しなければならない。

(その他)

第 9 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づいて作成されている用紙は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月 1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づいて作成されている用紙は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づいて作成されている用紙は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づいて作成されている用紙は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づいて作成されている用紙は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づいて作成されている用紙は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づいて作成されている用紙は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

様 式

要 綱	名 称	様 式
第 3 条	代理受領事前届出書	第 1 号
第 4 条	代理受領事前届出確認通知書	第 2 号
第 4 条	代理受領事前届出取下届	第 3 号
第 5 条	代理受領に係る変更届	第 4 号
第 5 条	代理受領事前届出変更確認通知書	第 5 号
第 6 条	代理受領に係る委任状	第 6 号
第 6 条	代理受領に係る補助金交付請求書	第 7 号